

令和5年7月1日から、運転免許が不要な**特定小型原動機付自転車**（いわゆる電動キックボード等）が公道上を走ることとなります。

原動機付自転車

※16歳未満は運転禁止

免許必要

一般原動機付自転車
(現行の原付車両)

法定速度 **30 km/h**

従来の原動機付自転車と同じ交通ルールが適用されます。

免許不要

特定小型原動機付自転車

- ・車体の大きさは全長190cm、全幅60cm以下であること
- ・最高速度が**20 km/h以下**に設定されているもの
- ・走行中に最高速度の設定を変更できないこと
- ・原動機が電動であること
- ・AT機構が備わっていること
- ・最高速度表示灯やウインカーなどが備えられていて、保安基準に適合していること
- ・ナンバープレートを取り付けていること
- ・自賠責保険に加入していること
- ・ヘルメットを着用すること（努力義務）

最高速度表示灯が**緑に点灯**

キックボード切替



特例特定小型原動機付自転車

- ・最高速度が**6 km/h以下**に設定されているもの
- ・最高速度表示灯が**緑に点滅**していること

運転前にどの車両区分か確認しよう!! 車両区分によってルールが変わるよ!
どれも原動機付自転車だけど車両区分が変わると、最高速度が変わったり、通行できる場所も違うんだ!

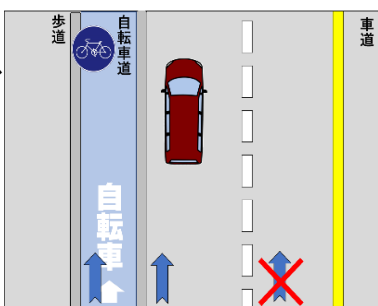
特定小型原動機付自転車と特例特定小型原動機付自転車の通行方法



車道通行が原則



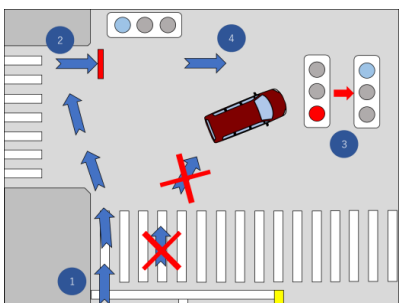
歩道又は路側帯と車道の区分のある道路では、車道を通行しなければなりません。道路では左側を通行し、特に車両通行帯のない道路では道路の左端に寄って通行しなければなりません。



自転車道があれば自転車道を通行することができます。

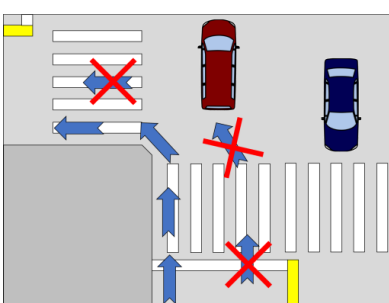
車両通行帯のある道路では、原則として一番左の車両通行帯を通行しなければなりません。

右左折の方法



右折するときは、いわゆる「二段階右折」をしなければなりません。

※青信号で交差点の向こう側まで直進し、その地点で止まって右に向きを変え前方の信号が青になってから進むこと。



左折するときは、あらかじめウインカーを操作して左折の合図を行える限り左端に沿って、十分速度を落とし、横断中の歩行者の通行を妨げないように注意して曲がらなければなりません。

例外的に歩道を通行できる場合



特例特定小型原動機付自転車の基準をすべて満たす場合に限り、歩道を通行することができます。ただし、通行できる歩道はすべての歩道ではなく、「普通自転車等及び歩行者等専用」の道路標識が設置されている歩道に限ります。歩道を通行する場合は、歩道の中央から車道寄りの部分又は普通自転車通行指定部分を通行しなければなりません。
歩道を通行するときは、歩行者優先!!



奈良県警察